

橋本市窓口業務等アウトソーシング委託 （市有バス運行管理）仕様書

令和 8 年 7 月

橋本市 総務部 財政課

目 次

1. 目的.....	- 2 -
2. 契約期間.....	- 2 -
3. 市有バス運行管理業務の履行にあたっての基本的な考え方.....	- 2 -
4. 市有バス運行管理業務の業務内容.....	- 2 -
5. 再委託の禁止.....	- 4 -
6. 第三者賠償.....	- 5 -
7. リスク分担.....	- 5 -
8. 委託料の請求.....	- 5 -
9. その他.....	- 5 -

1. 目的

橋本市窓口業務等アウトソーシング委託（市有バス運行管理）は、橋本市（以下「本市」という。）の市民課、税務課、総務課及び消防本部の窓口等業務等並びに橋本市庁舎（北別館及び旧市民会館含む）、教育文化会館、保健福祉センターの総合管理業務と市有バス運行管理を一括して民間事業者に出スーシングすることにより、スケールメリットを図りながら、民間事業者の有する専門的な技術又は経験に基づく窓口の混雑緩和、業務効率化、接遇の向上等に係る創意工夫を活用し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を両立させることを目的とする。

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

3. 市有バス運行管理業務の履行にあたっての基本的な考え方

市有バス運行管理業務の履行にあたっては、委託対象となる車両について、専門知識を有した事業者へ管理委託を行うことで、安全安心な運行管理を行うことを求めるものであり、以下の点に留意し業務にあたること。

（1）効率化・合理化

委託業務に関し、車両運行の安全を第一としたうえで、更なる効率化・合理化が可能な場合は、「業務改善提案書（任意様式）」にて業務改善の提案を行うものとする。

（2）法令等の遵守

道路運送法及び市有バスの運行管理、業務従事者の労働条件等業務に関連する各種関係法令、条例、規則等ならびに協定事項が存在する場合はその定めを遵守するとともに適正に届出等の対応をすること。また、関連法令、条例、規則等の制定、改正があった場合は、業務の履行上適用する法令等を遵守すること。

（3）個人情報保護の徹底

受注者は、個人情報の保護に関する法律等関係法令、橋本市情報セキュリティ基本方針、橋本市情報セキュリティ対策基準を遵守しなければならない。また、受注者は個人情報の教育を行い業務従事者へ個人情報の適正な取扱いを周知しなければならない。

4. 市有バス運行管理業務の業務内容

（1）指示された運行日に運行場所まで市有バスを運転し、運行後は車庫等に保管すること。

原則として運行予定日の7日前までに本市総務課長の承認を得たうえで、総務課内部事務関連業務の業務責任者又は業務従事者から受託者に運行依頼を行う。

運行時間は原則として、午前6時から午後8時の間とする。

運行場所は原則として市有バス使用許可書に明記された場所とする（経路）。

○市有バス（マイクロバス）：和歌山200さ154

乗車定員26人

長さ699cm・幅201cm・高さ271cm、

年式：平成13年 車名：三菱

型式：KK-BE66DG

*契約期間中に運行車両を同等車両に変更する場合あり。

(2) 運転業務に関すること。

- ①安全運行には万全を期するとともに、安全運行及び運行業務に関する研修を十分に行うこと。
- ②市有バス利用者に関して乗降時や車内での安全の確保を図ること。

(3) 車両の整備に関すること。

- ①運行前点検を実施すること。(オイル量、傷、電球、タイヤ状況等の自主点検)
- ②車両の修繕は、原則として発注者が行う。ただし、受託者の過失による場合の修繕については、受託者が対応すること。

(4) 事故があった場合の処理に関すること。

- ①緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- ②事故が発生した場合の処理は、受託者が責任をもって行うこと。

(5) 車両の清掃業務に関すること。

- ①車内清掃は、運行ごとに行うこと。
- ②車外清掃は、車両の汚れがないように適宜行うこと。

(6) 車両の給油業務について

発注者が指定する給油所において、市有バスの油脂（燃料）の給油を行うこと。なお、油脂に係る費用は、発注者が負担する。

(7) 車両運行者

- ① 運転士は、原則として満70歳未満で安全運転に支障のない健康な者とする。
- ① 代替運転士を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- ② 運転士（代替運転士を含む）は大型二種免許または大型一種免許を保有すること。
- ③ 市有バスの安全並びに安定運行のため、運転士の体調管理に十分配慮し、適正な人員管理を行うこと。

(8) 市有バスの運行に係る損害賠償等

- ① 市有バスの運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受注者が、その責めを負うこと。ただし、受注者の責によらないものは、この限りではない。
- ② 市有バスの自賠責保険は発注者が加入する。任意保険（車両、対人・対物無制限、その他必要な保険）は受託者が契約し、費用を負担する。また、契約後、契約書の写しを提出すること。
- ③ 受託者の故意又は過失による事故等により、発注者に損害が生じた場合は、受託者にその損害を請求する。
- ④ 受託者の過失による事故の場合、受託者が代替車両を準備し、その費用は受託者が負担する。

(9) 業務報告

受託者は運行終了後、発注者が指定する様式で運行状況を整理し、すみやかに報告すること。

(10) 経費の区分

① 発注者負担

油脂代・有料道路通行料・運転士宿泊代・駐車場代・車検代・修理代・重量税・タイヤ・自賠償保険。

② 受託者負担

上記①以外のもの・受注者の重大な過失による修理及び補償等。

(11) 支払など

① 運転士1人あたりの日額は実働日数に応じてのみ支払うものとする。

② 宿泊を伴う場合は、2日間の運行として算定する。

③ 運行時間や運行距離によって、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守した上で、運転士が2人必要な時は、2人分の日額を支払うこととする。

④ 運行のキャンセルは、前日までに行うこととし、当日のキャンセルについては、日額を支払う。

⑤ 見積書に記載された単価をもって契約金額とする。

⑥ 令和3年度から令和7年度までの実績は下の市有バス運行実績日数表のとおり。
令和8年度予定数量は75件。

市有バス運行実績日数表

業務月	令和3年度 日数(日)	令和4年度 日数(日)	令和5年度 日数(日)	令和6年度 日数(日)	令和7年度 日数(日)
4月	0	2	2	2	2
5月	0	1	4	4	7
6月	0	4	8	9	8
7月	0	2	4	6	6
8月	0	0	2	0	2
9月	0	4	3	3	6
10月	3	2	5	9	1
11月	6	5	4	6	7
12月	1	1	2	2	2
1月	0	2	2	4	3
2月	0	5	5	3	4
3月	0	4	0	8	6
計	10	32	41	56	54
平均	0.83	2.67	3.42	4.67	4.50

5. 再委託の禁止

受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、本契約の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせることについて、合理的かつやむを得ない事情があり、予め書面にて本市から承認を受けた場合はこの限

りではない。

6. 第三者賠償

受託者が、受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償すること。なお、本契約終了後に損害が発生し、又は損害の発生を知った場合も同様とする。

7. リスク分担

本契約の締結にあたり、施設の管理運営上の事故・天災・物価上昇等の経済状況の変化など、事前に予測できない事態が発生し、管理運営の経費や収入が影響を受ける場合があるため、リスクに対する負担を協議し、別表のとおりリスク分担表を作成する。なお、その他のリスクはその都度、協議し分担を決定する。

8. 委託料の請求

受託者は、履行期間中の運行状況等必要な内容を取りまとめた報告書を毎月発注者に提出した上で、本市による検査合格後に、履行期間中の当該6箇月分の実働日数にあたる金額を請求するものとする。

9. その他

この仕様書の解釈に疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上解決すること。

別表 リスク分担表

リスクの種類	内 容	リスク分担	
		本市	受託者
法令等の変更	窓口等業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
物価変動	契約後のインフレ、デフレ		○
人件費変動	契約後の和歌山県地域別最低賃金の変動		○
金利変動	契約後の金利変動		○
事故・災害	本市の責任による事故の発生	○	
	受託者の責任による事故の発生		○
	不可抗力（天災等）による事故の発生	○	
	施設・設備の劣化等による事故	○	
契約不履行	本市の指示書等の内容不備によるもの	○	
	受託者の労使間における労働争議によるもの		○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	
財務	本市の支払い遅延、不払等	○	
	受託者の倒産等		○
従事者の不正、 犯罪	情報漏えい、横領等		○
解除権	受託者の帰責事由による解除		○
	本市の帰責事由による解除	○	

※その他のリスクは、発生した際に本市と受託者の協議により分担を決定する。